（法別表第五の総務省令で定める事務）	（法別表第五の総務省令で定める事務）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
［2～21　略］	［2～21　同上］
22　法別表第五第八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	22　［同上］
［一～十四　略］	［一～十四　同上］
十五　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収の対象となる本人若しくはその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
十六　［略］	十五　［同上］
［23～69　略］	［23～69　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。